

令和 7 年 3 月 5 日

令和 7 年第 2 回 鞍手町議会定例会
町 長 施 政 方 針

鞍 手 町

令和 7 年 3 月 第 2 回鞍手町議会定例会 町長施政方針

令和 7 年第 2 回鞍手^{まち}町議会定例会の開会にあたり、今回提案いたします諸議案の提案理由の説明に先立ちまして、令和 7 年度の施政方針を申し述べます。

まず、町を取り巻く情勢について述べさせていただきます。次に、町政運営に関する基本的な考えにつきましては、本定例会に議案として提出させていただいております第 6 次鞍手^{まち}町総合計画が、令和 7 年度から令和 16 年度までの 10 年間の計画であり、令和 7 年度の施政方針とも関わりがありますので、その概要を述べさせていただきます。続いて、2 期目の主要施策について、これまでの取り組みを振り返りながら施政方針を申し上げます。

町を取り巻く情勢につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻から 3 年が経過しましたが、戦闘は一向に収まらず、石油や原材料価格の高騰によるインフレの進行が、世界経済に大きな影響を及ぼしています。アメリカではトランプ大統領が就任し、アメリカへの輸入品には一律に関税を掛けると表明しています。最近の報道によりますと輸入された自動車には 25% の関税を掛けるとの発言もあり、実際に実行されれば日本経済にとっては大きな打撃を受けることになるかもしれません。

また、日米の大幅な金利差などによる記録的な円安が日本経済を直撃し、食料品を含めた物価高騰は賃金の上昇を上回り、住民の日常生活に多大な影響を及ぼしています。この物価高騰を抑制するために日銀は今までのゼロ金利政策を改め、政策金

利を0.5%まで引き上げたことにより、長年続いたゼロ金利政策が終焉を迎え、今後は金利のある時代となります。

本町におきましては、これまでくらで病院や役場新庁舎の建設、石炭資料展示室や中央公民館を含めたエリア一帯の整備を進めてきましたが、その際の借入金の金利負担が事業の実施に大きく影響することはありませんでした。しかしながら、今後、統合小学校建設事業を含めた借り入れを前提とした事業については、金利負担を考慮に入れる必要があり、町の事業にも少なからず影響することが懸念されます。

物価高騰については、住民への影響を少しでも和らげるために国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源とする住民税非課税世帯への給付金や小中学校給食費の減免などの独自支援に取り組んでいるところです。

今後も、国が掲げる「日本経済・地方経済の成長」、「物価高の克服」、「国民の安心・安全の確保」の3つの経済対策の柱を基本として、特に「成長と分配の好循環」の実現に期待するとともに長引く物価高騰の状況と国及び県の動向を注視しながら、本町に必要な施策の検討を行ってまいります。

次に、町政運営に対する基本的な考えとしましては、まず、第6次総合計画の概要を述べ、続いて、2期目の就任の際に掲げた「未来に続く持続可能な町を目指して」について

- 1、安全・安心な鞍手町に
- 2、明るく元気な鞍手町に
- 3、人と地球にやさしい鞍手町に

の3つの目標を掲げており、それぞれの主要施策の取り組みを

振り返りながら令和7年度の施政方針を申し述べます。

令和7年度施政方針

まず、第6次総合計画の概要について述べさせていただきます。

第6次総合計画の概要

第6次総合計画では、町の将来像を「ひとが輝き 笑顔あふれる ふれあいのまち くらて」と掲げ、少子高齢化の進行に対して的確に対応し、人口減少に歯止めをかけ、選ばれるまちの実現に向けて取り組むこととしています。

また、まちづくりの視点として「選ばれるまち・魅力あふれるまち」を掲げ、子ども・子育て支援策の充実、教育環境の整備、移住定住策の充実、生活環境の向上、公共交通の利便性、雇用の創出などに取り組むことにより、人にやさしいまち、ゆったりライフで自分らしく暮らせるまち、いつまでも住み続けたいまち、そして地域資源を活かした元気なまちの実現を目指しております。

続いて、2期目の就任の際に「未来に続く持続可能な町を目指して」として掲げた3つの目標について、それぞれの主要施策の概要と取り組みを振り返りながら述べさせていただきます。

1. 安全・安心な鞍手町に

目標の1つ目は「安全・安心な鞍手^{まち}町に」についてであります。

《新型コロナウイルスへの速やかな対応》

まず、新型コロナウイルスへの速やかな対応についてです。

新型コロナウイルスの感染者が、2020年1月に国内で初めて確認されてから5年が経過しました。その間、感染防止対策として、国による緊急事態宣言が発令され、不要不急の外出自粛や飲食店への休業が要請されるなど、私たちの日常生活は一変しました。本町においても、小中学校の臨時休業や式典、イベントの中止など、町民の皆さまにはご不便とご苦労をおかけしました。

その後、令和5年5月に感染症法上の位置づけが2類相当から5類へと移行されるまでの間、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世帯やひとり親世帯へ臨時特別給付金の給付や水道基本料金の減免、中小企業の事業者の皆さまに向けては支援金10万円の一律給付や7万5千円を上限としての家賃補助、さらには小中学校給食費の減免措置やゴミ袋の無償配布など町独自の支援策にも取り組んでまいりました。

現在は、コロナ以前の日常が戻ってきているように思いますが、今後も、コロナウイルスによる感染症拡大が起こることがないように、これまでの経験を生かして町民の方たちの健康を守り安全・安心に暮らせるまちづくりに努めてまいります。

《災害に強い役場新庁舎の建設》

次に、災害に強い役場新庁舎の建設についてです。

平成29年度より着手した庁舎等建設は、紆余曲折がありながらも町議会をはじめ関係各位のご理解とご協力を得て無事、1月6日に開庁を迎えることができました。

建物の外観が印象的な新庁舎は、大屋根に160kWの発電能力がある太陽光発電パネルを設置するとともに、140kWの蓄電設備を設けており、また、雨水はトイレなどの洗浄水として活用できることなど、被災後72時間の業務継続が可能な仕様として建設しており、災害時の防災拠点として大きな役割を果たすことが期待されています。

近年は地震や大雨による自然災害での被害が頻発しています。九州でも宮崎県沖を震源とする大きな地震がありました。甚大な被害の発生が想定されている南海トラフ地震など、災害が起きた時に備え、研修会に職員を派遣し、職員の災害対応力の強化も進めているところです。今後も災害に強い町となるよう職員とともに努力してまいります。

《本町交差点と周辺歩道の整備》

次に、本町交差点と周辺歩道の整備についてです。

一般県道新延・植木線歩道設置工事につきましては、令和6年度から本格的な歩道の設置工事が開始され、本町交差点を挟んだ南側の歩道が整備されているところです。今後、南側の歩道の工事完了後は、引き続き北側の歩道整備について県と連携しながら早期の事業化に向けて積極的な要望活動を行い、地域住民の安全の確保に努めてまいります。

《六田川や西川など治水対策を推進》

次に、六田川や西川など治水対策を推進についてです。

西川改修事業につきましては、県事業として平成22年度から取り組んでいるところです。工事の進捗状況といたしましては、令和5年度末で、全体の約65%が完了しておりますが、物価高騰により全体の事業費が見直されたため、令和6年度末における進捗率は若干下がる見込みとなっております。

残りの工事につきましても、令和12年度末までに全体工事の竣工に向けて県と連携を図りながら取り組んで行くこととしております。

六田川の治水対策につきましては、準用河川六田川治水対策検討委員会からの答申をもとに、これまで国・県から技術的指導や助言をいただきながら、流域治水の観点からの治水対策について現地周辺の状況分析を行ってきました。

今後も継続的に国・県に対して事業化への要望活動を行うとともに地権者の理解が得られますよう努めてまいります。

《地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施》

次に、地域や個人のタイムライン作成と避難訓練の実施についてです。

能登半島は昨年元旦に発生した地震の後、9月にも豪雨によって甚大な被害を受けています。近年、地震や風水害にかかわらず、全国各地で災害が激甚化・頻発化しております。もしもの時に被害を最小限に抑えるためには、日ごろからの備えが一層重要になっております。

本町におきましては、いざというときに慌てずに行動ができるよう、自身の家族構成や生活環境にあわせて、避難をするべ

きタイミングや安全な避難行動を事前にまとめることができる「マイ・タイムライン」の様式を作成し、各自で利用できるように広報やホームページで周知を行いました。

また、避難訓練につきましては、大規模災害時に備えて自主防災組織の地域住民が中心となり行っております。加えて避難行動要支援者への安全で迅速な支援や自主的な避難所運営、個別避難計画作成についての知識や技術を習得するための研修会を開催しております。

今後も関係機関や自主防災組織との連携を図りながら、避難訓練の実施も含め取組を進めてまいります。

《小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定》

次に、小学校統合後の跡地や廃止された公共施設の利活用と避難所再配置の計画策定についてです。

厳しい財政状況の中、多くの公共施設が順次更新時期を迎えますが、その中でも小学校の統合後における施設の利活用は、災害時における避難所の確保や選挙の際の投票所等の利用を踏まえた検討が必要であるとともに、さらなる人口減少・少子高齢化の時代を踏まえ、本町の10年、20年先の姿をしっかりと見据えながら検討する必要があります。

また、これまで特別職及び管理職で構成する推進本部会議を開催し、旧くらて病院など未だ活用方法が定まっていない施設については、今後も町が維持管理するもの、民間等と連携して活用するもの、売却するものなど、各施設における「機能と役割」を明確にし、町全体としての公共施設の再配置を考慮しな

がら協議を進めているところです。

今後も公共施設の利活用と併せて避難所のあり方を再確認しつつ、住民生活の安全・安心の確保に努めてまいります。

2. 明るく元気な鞍手町に

目標の2つ目は「明るく元気な鞍手町に」であります。

《子どもたちが楽しく学べる小学校の建設》

まず、子どもたちが楽しく学べる小学校の建設についてです。

統合小学校の建設に向けては、教育委員会において令和5年6月に鞍手町立小学校統合基本計画を策定しました。令和6年度は基本設計業務に着手し、鞍手町の未来を担う子どもたちに最適な教育環境が提供できるよう協議を進めているところです。

今後も令和10年4月の開校に向けて、円滑に事業を進めてまいります。

《ICTを活用した教育DXの推進》

次に、ICTを活用した教育DXの推進についてです。

令和2年度より小中学生一人1台のタブレット端末を配布し、令和4年度には電子黒板や大型モニターを導入して教育DXを進めてまいりました。令和5年度より小学校児童の基礎学力向上を目指して、タブレット端末を活用した百マス計算、タイピング英単語やプログラミング学習を実施しております。

今後も質の高い教育の実現に向け、教職員がICTを活用した様々な教育を実践できるように引き続き教育DXの推進に努めてまいります。

《高齢者や若者・子どもが集える地域交流拠点や地域サロンの整備》

次に、高齢者や若者・子どもが集える地域交流拠点や地域サロンの整備についてです。

高齢者の地域交流拠点としての「通いの場」が令和4年度より小学校区単位を基本に7か所で、介護保険の介護予防事業配分金を活用して月1回か、または月2回のペースで開催されています。高齢者の方や地域の方たちが三々五々集まり、ゲームや四方山話をしながら交流することで、引きこもりやフレイル予防に繋がっています。

今後も「通いの場」の設置を望む地域があれば、設置に向けて支援してまいります。

若者や子どもが集える場としては、以前から民間の方たちが食材などの支援を受けて、子ども食堂を開催しておりました。私もたびたび参加していますが、子どもさんとその家族の方たちが参加し、交流の場として食事をしながら会話を楽しんでいます。

また、他の自治体では不登校の子どもたちが子ども食堂に通っていて、学校の先生と食事をしながら話をしているうちに打ち解け合い、その後に通学ができるようになった事例もあり、本町におきましても、子ども食堂は大きな役割を果たしていくと期待をしているところです。

今後、子ども食堂に対しては補助金を活用して支援し、子どもの居場所づくりに努めてまいります。

《地域運営組織を形成し地域コミュニティを醸成》

次に、地域運営組織を形成し地域コミュニティを醸成についてです。

現在、町の自治組織の加入率が低下し続けており、50%に満たない状況となっています。自治組織といえども加入者が少なくなることで、自治会の運営が維持できなくなり、同時に地域のコミュニケーションが希薄になれば、地域コミュニティの崩壊に繋がりがねません。

町としては、令和5年度に自治体職員を対象とした「地域運営組織の形成と運営」についての研修会に1週間、職員1名を派遣して地域運営組織について学び、県内自治体1か所の視察を終え、令和6年度は、1か所の視察を予定しています。

新年度においては、町民を対象としたアンケート調査と分析を行い、鞍手町にとってどのような形での地域運営組織が適切かを検討してまいります。

《誰一人取り残さないデジタル化の推進》

次に、誰一人取り残さないデジタル化の推進についてです。

令和4年度に策定した鞍手町DX推進計画に基づき、デジタルデバйд対策として令和5年度から継続してスマホ教室の開催、SNSを活用した情報発信、行政サービスのオンライン化を可能としたLINE庁舎の導入に取り組んできました。

また、令和6年度は、さらにデジタル化を享受できる住民サービスの向上を目指し、窓口での申請手続きにマイナンバーカードを活用した「書かない窓口」を新庁舎の開庁日と併せて開始したところです。

今後も住民サービスの向上を目指し、誰一人取り残さないデジタル化の推進に努めてまいります。

《地域おこし協力隊による町の魅力発信と地域の活性化》

次に、地域おこし協力隊による町の魅力発信と地域の活性化についてです。

地域おこし協力隊は令和5年度末で、全国で7,200の方が、さまざまな活動をされています。

そのうち、69.8%にあたる5,446の方が任期満了後も活動地域やその周辺に居住し、継続して地域の活性化に取り組まれています。

本町におきましては、令和6年度予算を可決いただき、隊員を募集し、令和7年1月に本町初となる地域おこし協力隊を任命することができました。現在は、人口減少に歯止めをかけるため移住・定住の推進に関する業務を職員とともに進めているところです。

また、地域の活性化や町内を巡回して自身の目で町を観察していただき、都市部在住者の関心を集めそうなコト・モノ・バショを見つけてもらい、移住・定住に関する情報発信にも努めていただいております。

今後もさらなる地域の課題を解決するための人材として、国の財源支援を活用して新たに隊員を募集し、まちの活性化につなげていきたいと考えております。

《部活動を地域の指導者に委ねるとともに多様な世代が参加できるスポーツの環境整備》

次に、部活動を地域の指導者に委ねるとともに多様な世代が参加できるスポーツの環境整備についてです。

現在、鞍手中学校では各部活動のうち、教員が指導をしている部もありますが、多くの部活動で地域の方が部活動指導員としてコーチとなり指導をされています。その成果として男女バレーボール部や柔道、水泳など好成績を収めている運動部が多数あります。

ただ、文部科学省は教員の働き方改革の中で、長時間労働を解消するためとして、運動部については地域スポーツクラブのような場所で活動することを進めています。実際に中体連の大会ではスポーツクラブに加入している中学生の参加を認めています。

総合型地域スポーツクラブのように多様な世代がスポーツを楽しめるようなクラブを作りたいと思いますが、課題も多く難しいのが現状です。

今後も可能性を探りながら中学校においては引き続き部活動指導員の方たちにコーチをお願いしていきたいと考えています。

《企業誘致と産業の振興》

次に、企業誘致と産業の振興についてです。

企業誘致と産業の振興については、現在、福岡県と直方市、鞍手町の3者で県の広域事業として、工業用地の造成工事に着手しており、令和8年3月末の完了を予定しております。完了後はデータセンターの誘致を目指しています。

また、県道直方鞍手線については、工事が完了するまでにか
なりの期間を要しましたが、令和6年3月21日に開通し12
月には防犯灯の整備も完了しました。

鞍手インターチェンジと中間市・遠賀町を結ぶ南北軸の強化
によって、九州自動車道へのアクセスが向上したことにより、
円滑な通行と物流の効率化が図られ、地域の活性化にも寄与す
るものと考えております。

今後は、鞍手インターチェンジなど交通アクセスの優位性を
活かし、ポテンシャルの高さを発信しながら産業の振興に努め
てまいります。

《農産物の地産地消と特産品の開発》

次に、農産物の地産地消と特産品の開発についてです。

鞍手町は農業が主たる産業ではありますが、米、麦、大豆を
主とした土地利用型農業が盛んであり、多品種の生産がなされ
ているわけではありません。現状は地産地消が必ずしも進んで
いるとは言えませんが、令和10年開校予定の統合小学校では、
給食センターの設備が米飯給食に対応できる設備となる予定で
すので、開校後は地産地消として鞍手産のお米を使用したご飯
の給食を提供できることが期待されます。

特産品の開発については令和4年度より鞍手町の農家の方に
酒米である山田錦を栽培していただき、山口県萩市の澄川酒造
さんで令和5年度より100%鞍手産の山田錦を使用した大吟
醸酒「東洋美人」の生産を開始し、ふるさと納税の返礼品とし
て活用しています。

今後も新たな特産品の開発に努めてまいります。

《空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組む》

次に、空き家対策と移住定住策をマッチングして取り組むについてです。

移住定住策については、平成24年1月より鞍手町に定住する目的をもって住宅を取得する方に対し、年間15万円までを上限として定住促進奨励金を交付してきたことで、移住者が増加傾向にあり、人口の減少が以前よりも緩やかになっています。

一方で、空き家は鞍手町だけでなく、全国的に増加傾向を示しており、町としてもその対策を急がねばなりません。

そこで空家バンクを活用し、空き家と移住者とを不動産事業者を通じてマッチングしており、空家バンクに登録すると間もなく商談が成立するケースが多く見られます。

今後は、空家バンクの登録を空き家所有者に促すとともに、有効な手立てを拡充し、空き家の減少と移住者の増加に繋がるよう努めてまいります。

3. 人と地球にやさしい鞍手町に

目標の3つ目は「人と地球にやさしい鞍手町に」であります。

《再生可能エネルギーを推進し脱炭素社会を目指す》

まず、再生可能エネルギーを推進し脱炭素社会を目指すについてです。

本町におきましては、令和3年3月3日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、これまでに「脱炭素化推進戦略」の策定や「公共施設への再生可能エネルギー導入可能性調査」などに取り組んできました。

新庁舎においては、高効率空調設備や太陽光発電設備等を導入することで nearly Z E B の認証を取得したほか、中央公民館などの周辺の公共施設を自営線で結び、電力供給を行う地域エネルギーマネジメントシステムも導入しています。また、公用車として電気自動車（E V）を 3 台導入するなど、全国的に見ても先進的な取組を行っています。

脱炭素社会の実現に向けては、町民や事業者の皆さまの協力が不可欠であり、フラッグシップとして公共が率先して取組を進め、町全体に波及させていく必要があることから、今後も機会を捉え、再生可能エネルギーの利用を推進してまいりたいと考えております。

《がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成》

次に、がん患者が使用する医療用ウィッグ等の購入費を助成についてです。

がん患者が使用する医療用ウィッグ等については、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的負担を軽減するとともに社会参加を促し、療養生活の質の向上を目的に令和 5 年度からアピアランスケア推進事業として、医療用ウィッグだけでなく、補整具等も補助対象として予算化しました。令和 5 年度の実績については、実人数として 3 名に対して助成を行いました。

令和 6 年度は、現在、6 名の方が申請し助成を受けています。アピアランスケアについては、対象となる方の心理的負担を軽減するとともに社会参加を促し、療養生活の質の向上に繋がり、効果も大きいと考えますので、より充実した事業にしていこうとしています。

《電力の地産地消で地域を活性化》

次に、電力の地産地消で地域を活性化についてです。

電力の地産地消については、鞍手町内でのエネルギー経済収支は2020年で電力需要の98%を地域外に依存しており、90億円が町外に支出されています。その一部でも町内で循環すれば、大きな経済効果があると考えられます。

また、九州は日照時間が他の地域に比べて長く、太陽光発電に向いている地域であり、実際、発電量が過大となった際には、出力抑制に繋がっています。

そこで地域電力会社を設立し、余剰電力を安価で購入するだけでなく太陽光による発電も行い、地域に通常よりも安く売電することで、電力の需要と供給のバランスがとれば、理論上は事業として成り立つと考えますが、今のところ現実的には、会社設立は難しいのが実情です。

今後は、はっきりとした見通しが立ち、町にメリットがある提案があれば、検討してまいりたいと考えます。

《地域公共交通の利便性の向上》

次に、地域公共交通の利便性の向上についてです。

本町の公共交通は、すまいるバス、もやいたクシーのほか、JRと西鉄バスが運行していますが、利用者の減少やバスの運転手不足などにより、これまでに路線廃止や減便などの措置が取られてきました。

令和6年度は、地域公共交通の利便性を高めるため、新たな運行サービスとして、AI活用型オンデマンド交通「のるーと鞍手」の実証運行に取り組み、本年3月より本格運行を開始す

ることとしております。

路線バスのような既存の経路や時刻表がなく、A I が予約状況に応じて配車や経路を考えて運行する効率的な乗合公共交通サービスで、従前の予約型乗合タクシーである「もやいたクシー」のように1時間前までの予約や移動区間の制限がなく、実証運行の時点から住民の方たちから利便性が向上したとのお声をいただいております。

今後も交通事業者並びに関係機関のご理解とご協力をいただきながら、更なる地域公共交通の充実を図っていきたいと考えております。

《手話言語条例の制定》

次に、手話言語条例の制定についてです。

手話は言語であるとの認識に基づき、手話への理解を広げ、手話を守ることができる環境づくりを推進し、手話を必要とする方の意思疎通を行う権利が尊重され、安心して生活することができる共生社会の実現に寄与することを目的に、町議会のご協力により令和4年12月に手話言語条例を制定し、令和5年4月より施行しています。

令和6年度から町の広報紙に手話を掲載しているところであり、今後も手話の普及、啓発に努めてまいります。

《ごみの減量化と食品ロスの削減》

次に、ごみの減量化と食品ロスの削減についてです。

ごみの減量化と食品ロスの削減について、現在、本町では資源物の回収を実施する団体に対し奨励金を交付する「ごみ減量

リサイクル推進補助金」や家庭生活の中から排出される生ごみを住民自らが減量することを目的とした「生ごみ処理容器購入費補助金」の交付等、ごみの減量化対策に取り組んでいます。

町職員の取り組みとしては、令和３年度より庁舎内で廃棄するごみを分別し、資源ごみとして回収することにより環境への負担を軽減する取り組みを進めています。

新たな取り組みとしては、リサイクル活動団体の協力を得て、今まで「ごみ」として廃棄していたものを分別することにより「資源」として回収することとしています。

さらには、プラスチック製品についても、令和４年４月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進法に関する法律」に基づき、製品プラスチックの資源化品目としての分別収集に向け調査検討を進めているところです。

食品ロスの削減については、食品ロスの半分が家庭から発生しており、住民の意識や工夫によってロスを減らすことができます。また、多くの人が集まる会食の場での食べ残しを減らすために３０・１０運動などの啓発を進めていきます。

今後ともごみの減量化を進めるために、ごみの分別を啓発し、資源として活用できるごみの再資源化を促進するとともに持続可能な循環型社会の構築を目指します。

《高校生までの医療費を完全無料化》

次に、高校生までの医療費を完全無料化についてです。

本町においては、妊娠前から妊娠期、そして子どもが生まれてからも安心して子育てができる施策を進めてきました。平成２８年１０月より中学３年生までのすべての子どもにかかる医

療費の完全無料化を実施し、令和５年１０月からはその対象を高校生世代の１８歳までに拡充して入院・外来診療の医療費を一部負担なく全額助成しております。

今後も引き続き安心して子育てできる選ばれる町として子育て支援施策の充実に取り組んでまいります。

ここまで第６次総合計画の概要と２期目に掲げた３つの目標の主要施策の取り組みについて述べさせていただきました。

また、福岡県では人と動物の健康と環境の健全性を一つのものと捉え、一体的に守っていくという「ワンヘルス」の理念による取り組みが進められております。

本町といたしましても新型コロナウイルス感染症などの人獣共通感染症対策、再生可能エネルギーを活用した脱炭素化、ごみの減量化と食品ロスの削減など、ワンヘルスにつながる取り組みを行っているところです。

このため、これらの取り組みを引き続き行くとともに、県の取り組みに連携・協力していくことを宣言する「ワンヘルス推進宣言」についても検討してまいりたいと考えております。

これまで申し上げました令和７年度の施政方針を確実に前に進めることで、町民一人ひとりが夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができるよう取り組んでまいります。

また、令和７年は町制施行７０周年の節目でもあり、新たな総合計画による「まちづくり」の目標に対して、本町の課題を１つでも多く解決できるように取り組みを始める大事な年とな

ります。

今後のまちの発展につながるさまざまな要素をしっかりと捉えながら、町民のみなさんとともに活力ある持続可能なまちづくりを進めてまいります。同時に、流れを止めることなく、社会情勢の変化に順応できる町とするため、職員と一丸となって課題解決に取り組み、小さくても心豊かで、幸福度、満足度が高く、自信と誇りの持てる町を実現していく所存です。

残る任期が1年6か月となりましたが、これまでに着手しているさまざまな課題に対して、今後も全力で取り組んでまいりますので、町民の皆さま、町議会の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、私の令和7年度に向けた施政方針といたします。